

食安監発1010第1号
平成21年10月10日

各 検 疫 所 長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課長
(公 印 省 略)

米国から輸入される牛肉等の取扱いについて

標記については、「米国から輸入される牛肉等の取扱いについて」（平成19年6月13日付け食安監発第0613001号医薬食品局食品安全部監視安全課長通知）により取り扱っているところです。

今般、関係自治体において、国内に流通している下記施設から出荷された貨物のうち、衛生証明書に記載のない牛肉（ショートロイン（骨付き））が一箱混載されていることが確認されました。

現在、米国側に詳細な調査を要請しているところであり、別途通知するまでは、下記の施設から出荷された貨物について輸入手続きを停止するようお願いします。

記

出荷施設：タイソフフレッシュミート社レキシントン工場（施設番号245L）